

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十六号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項を次のように改める。

2 法第二十一条の五の二十第三項の規定による事業の再開の届出又は同条第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出は、様式第八号の三の廃止・休止・再開届出書により行うものとする。

第七条第二項を次のように改める。

2 法第二十四条の十四の規定による指定の辞退は、様式第二十四号の指定障害児入所施設指定辞退届により行うものとする。

様式第一号の二中
「
（加入する医療保険が国民健康保険組合の場合は、省
申請者氏名

を「
申請者氏名」に改める。

様式第一号の十二を次のように改める。

様式第1号の12 (第1条の2関係)

小児慢性特定疾病医療受給者証 (兼登録者証)				
公費負担者番号				
受給者番号				
受診者 ／ 要支援者	居住地			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
保護者	居住地			
	氏名		受診者 (要支援者) との続柄	
有効期間				
小児慢性特定疾病の名称				
指定小児慢性特定疾病医療機関				
小児慢性特定疾病登録者証				
自己負担上限月額	月額	円	階層区分	
食事療養費				
經由				
上記のとおり認定します。 年 月 日				
埼玉県知事			印	
教 示				

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第八号の二中「7 開始予定年月日」を「7 開始予定年月日」に改める。
8 有効期限

様式第八号の三及び様式第八号の四を削り、様式第八号の五を様式第八号の三とする。

様式第二十一号中「7 開始予定年月日」を「7 開始予定年月日」に改める。
8 有効期限

様式第二十二号及び様式第二十三号を次のように改める。

様式第二十一号及び様式第二十二号 並列

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、様式第一号の二及び様式第一号の十二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則(次項において「旧規則」という。)に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則様式第一号の十二による小児慢性特定疾病医療受給者証兼登録者証は、改正後の児童福祉法施行細則様式第一号の十二による小児慢性特定疾病医療受給者証兼登録者証とみなす。